

契約基本約款（こども・学資）目次

この約款の趣旨

1. 総則

第1条 総則

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

3. 契約締結時の書面

第3条 契約締結時の書面

4. 保険料の払込

第4条 保険料の払込

第5条 保険料の払込方法（経路）

第6条 保険料の一括払込または前納

第7条 払込期月内に保険料の払込がない場合

5. 保険契約上の保全取扱

第8条 保険料払込方法（回数）の変更

第9条 基準保険金額等の減額

6. 保険契約者

第10条 保険契約者の変更

第11条 保険契約者の住所の変更

7. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第12条 詐欺による取消

第13条 不法取得目的による無効

8. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 保険契約を解除できない場合

9. 重大事由による解除

第17条 重大事由による解除

10. 解約

第18条 解約

11. 債権者等による解約の効力等

第19条 債権者等による解約の効力等

12. 社員配当

第20条 社員配当金の割当

第21条 社員配当金の分配

13. その他

第22条 請求の手続き

第23条 解約払戻金等の支払時期および支払場所

第24条 契約年齢の計算

第25条 契約年齢または性別の誤りの処理

第26条 時効

第27条 契約内容の登録

14. 保険契約の消滅

第28条 保険契約の消滅

15. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第29条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

契約基本約款（こども・学資）

この約款の趣旨

この約款は、下表の保険契約（以下、「保険契約」といいます。）について、共通して適用される基本的な契約事項を規定しています。保険契約の普通保険約款は、下表のとおり、この約款のほか、締結する保険契約に応じた給付および取扱を定める約款（以下、「給付約款」といいます。）で構成され、保険契約にはこの約款および給付約款が同時に適用されるものとします。

保険契約	保険契約の普通保険約款	
こども保険（有配当 2012）契約	契約基本約款（こども・学資）	こども保険（有配当 2012）給付約款
学資保険（有配当 2013）契約	契約基本約款（こども・学資）	学資保険（有配当 2013）給付約款
こども総合医療保険（有配当 2012）契約	契約基本約款（こども・学資）	こども総合医療保険（有配当 2012）給付約款

1. 総則

第1条（総則）

- この約款は、保険契約の普通保険約款の一部を構成するものであり、給付約款とあわせて保険契約の普通保険約款とします。
- 保険契約に付加している特約があるときは、この約款または付加している特約にとくに規定のない限り、この約款の規定はその特約にも適用されるものとします。

2. 会社の責任開始期

第2条（会社の責任開始期）

- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または保険契約者および被保険者に関する第14条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付により、承諾の通知を行ないます。

3. 契約締結時の書面

第3条（契約締結時の書面）

- 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - 当会社名
 - 保険契約者の氏名
 - 被保険者の氏名
 - 育英年金、こども祝金、満期祝金、死亡保険金、学資年金、給付金の受取人の氏名その他のその受取人を特定するため必要な事項
 - 支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - 保険期間
 - 育英年金、こども祝金、満期祝金、死亡保険金、学資年金、給付金の額
 - 保険料およびその払込方法（回数）
 - 契約日
 - 本条の書面を作成した年月日
- 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

4. 保険料の払込

第4条（保険料の払込）

- 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - 第2回以後の保険料の払込期月
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

- 契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- （イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- （1）第1回保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- （2）第2回以後の保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。
- （1）保険契約または付加している特約の消滅（第12条（詐欺による取消）または第13条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
- （2）第9条（基準保険金額等の減額）の規定による基準保険金額または入院給付日額の減額
- （3）給付約款または付加している特約の約款に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）
事由の発生
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。
- （1）保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
（2）保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。第7項において同じ。）に満期祝金、育英年金、死亡保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（満期祝金、育英年金、死亡保険金、給付金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、満期祝金、育英年金、死亡保険金または給付金を支払いません。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- 第5条（保険料の払込方法（経路））**
- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- （1）金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
（2）口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
（3）クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
（4）団体扱 所属団体を経由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合については、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
- （1）前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
（2）前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
（3）前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
- （1）第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
（2）第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第6条（保険料の一括払込または前納）

保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

（1）月払契約の場合

（ア）当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。

（イ）（ア）の場合、会社所定の率により割り引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。）。

（ウ）保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第9条（基準保険金額等の減額）の規定により基準保険金額が減額されたときおよび入院給付日額が減額されたときならびに第18条（解約）の規定により付加している契約者保障保険料払込免除特約が解約されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

（2）年払契約の場合

（ア）つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年分以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。

（イ）（ア）の場合、会社所定の利率で割り引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。

（ウ）保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

（エ）保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第9条の規定により基準保険金額が減額されたときおよび入院給付日額が減額されたときならびに第18条の規定により付加している契約者保障保険料払込免除特約が解約されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

第7条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

1 保険料の払込が第4条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

2 前項の通知を行なう場合、第11条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。

3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。

4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。

5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払事由が生じたときには、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金、給付金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金を支払いません。

7 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険料の払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 保険契約上の保全取扱

第8条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

第9条（基準保険金額等の減額）

1 保険契約者は、基準保険金額または入院給付日額の減額を請求することができます。

2 本条の請求により基準保険金額または入院給付日額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

4 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の減額は取り扱いません。

（1）減額後の基準保険金額または入院給付日額が会社の定める限度を下回る減額

（2）学資保険契約の場合で、学資年金開始日が到来している保険契約の減額

6. 保険契約者

第10条（保険契約者の変更）

1 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

2 本条の変更是、会社が承諾した時から効力を生じ、その日を保険契約者変更日とします。

- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める計算方法により計算した金額を授受し、つぎの保険料期間からの保険料を改めます。
- 4 つぎの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- (1) 新たに保険契約者となる者の第24条（契約年齢の計算）第1項に定める契約年齢が会社所定の範囲をこえるとき
- (2) 新たに保険契約者となる者が被保険者の両親・親族その他被保険者を扶養する者以外の者であるとき
- (3) 保険期間の満了日前2年末満のとき（学資保険契約を除きます。）

第11条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

7. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第12条（詐欺による取消）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）、被保険者または育英年金受取人の詐欺により保険契約の締結または保険契約者の変更の取扱が行なわれたときは、会社は保険契約または付加している特約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第13条（不法取得目的による無効）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）が育英年金、死亡保険金もしくは給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に育英年金、死亡保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約者の変更の取扱を行なったときは、保険契約または付加している特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

8. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条（告知義務）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）または被保険者は、保険契約の締結または保険契約者の変更の際、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下、本条において同じ。）または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかっかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
- 2 会社は、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、会社は、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。またすでに育英年金、死亡保険金または給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めるることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または育英年金受取人が証明したときは、育英年金、死亡保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 本条の規定による保険契約または付加している特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または育英年金受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定により保険契約または付加している特約が解除された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約または付加している特約が解除され、かつ、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本項において同じ。）以後に満期祝金、こども祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払事由に該当し、その満期祝金、こども祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金が支払われる場合
解除された日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。
- (2) 前号以外の場合
解除された日の直前の月ごと応当日の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険

備考

1. 電磁的方法

第14条（告知義務）および第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第16条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結または保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下、本条において同じ。）または被保険者が第14条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始（保険契約者の変更の際の告知義務違反の場合には、保険契約者の変更の際の責任開始。以下、本号において同じ。）の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により育英年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、育英年金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求める事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

9. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
 - (1) 保険契約者（育英年金または給付約款に定める保険料の払込の免除の場合は、保険契約者を除きます。）、被保険者（死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。）または育英年金受取人がこの保険契約の育英年金、死亡保険金もしくは給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的または第三者に育英年金、死亡保険金もしくは給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の育英年金、死亡保険金または給付金の請求に関し、育英年金、死亡保険金または給付金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がちたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）、被保険者または育英年金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 前4号のほか、会社の保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）、被保険者または育英年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約または付加している特約の存続を困難とする前4号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）または保険料の払込の免除事由（以下、本項において「免除事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由または免除事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由または免除事由については、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに育英年金、死亡保険金または給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、また、その免除事由により、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることがあります。
- 3 本条の規定による解除については、第15条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。
- 4 第1回学資年金支払基準日以後に本条の規定により学資保険契約が解除された場合には、学資保険契約については、第15条第5項中「解約払戻金」とあるのは「残存期間に対する学資年金の現価に相当する金額」と読み替えます。

10. 解約

第18条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。

- 2 保険契約者は、将来に向かって付加している特約を解約することができます。
- 3 第1項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、保険契約の解約は請求できません。
 - (1) こども保険契約またはこども総合医療保険契約の場合で、保険契約者が死亡したとき
 - (2) 学資保険契約の場合で、第1回学資年金支払基準日が到来しているとき

11. 債権者等による解約の効力等

第19条（債権者等による解約の効力等）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約（こども総合医療保険契約を除きます。）の解約（基準保険額が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす育英年金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、こども祝金、満期祝金または死亡保険金（以下、本項において「こども祝金等」といいます。）の支払事由が生じ、会社がこども祝金等を支払うべきときで、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、そのこども祝金等の受取人に支払います。
 - (1) 満期祝金または死亡保険金を支払うことにより保険契約が消滅するとき
 - (2) こども祝金を支払うとき
- 4 こども保険契約の場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、育英年金の支払事由が生じ、会社が育英年金を支払うべきときは、会社は、第2項本文の金額を育英年金の現価に相当する金額から差し引いて債権者等に支払い、債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、育英年金の受取人に支払います。
- 5 学資保険契約の場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでに、学資年金開始日が到来したときは、会社は、第2項本文の金額を保険契約の責任準備金から差し引いて債権者等に支払い、差し引き後の金額（学資年金開始日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。以下、本項において同じ。）を一時に学資年金の受取人に支払います。この場合、保険契約は消滅したものとします。ただし、差し引き後の金額によって計算される第1回学資年金の支払額が会社の定める金額以上であるときは学資年金の支払額を改めて学資年金を支払います。この場合、保険契約は消滅しません。

12. 社員配当

第20条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約（学資保険契約については、学資年金開始日前の場合に限ります。）
 - (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し（以下、「保険契約の見直し」といいます。）または満期祝金もしくは死亡保険金の支払により消滅する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約（死亡保険金のない保険契約または学資年金開始日が到来している学資保険契約の場合に限ります。）
 - (4) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約（第2号に該当する場合を除きます。）
 - (5) つぎに定める学資保険契約
 - (ア) つぎの事業年度中に、学資年金開始日が到来する保険契約
 - (イ) つぎの事業年度中に、学資年金開始日の年単位の応当日が到来する保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第21条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
 - (1) その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。ただし、学資保険契約の場合で、つぎの保険年度の契約応当日が学資年金開始日

- のときには、割り当てた社員配当金は次号（イ）の方法に準じて分配します。
- （2）前号の規定により積み立てた社員配当金は、つぎに定めるところにより支払います。
- （ア）保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
- （イ）学資保険契約の場合で、学資年金開始日に積み立てた社員配当金があるときは、学資年金開始日にその保険契約の責任準備金に充当して、給付約款に定める学資年金の支払額を増額します。ただし、学資年金開始日の前日に給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により消滅する保険契約については、会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
- 2 前条第1項第2号から第4号までの規定により割り当てた社員配当金は、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当し、その他のときは保険契約者に支払います。
- 3 前条第1項第5号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
- （1）前条第1項第5号（ア）の規定により割り当てた社員配当金は、学資年金開始日に保険契約の責任準備金に充当して、給付約款に定める学資年金の支払額を増額する方法で分配します。
- （2）前条第1項第5号（イ）の規定により割り当てた社員配当金は、つぎの保険年度の契約応当日に学資年金とともに学資年金の受取人に支払います。
- 4 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。ただし、第3号については、学資保険契約に限ります。
- （1）保険契約が消滅したときに支払う方法
- （2）会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法
- （3）前項の規定に準じて分配する方法

13. その他

第22条（請求の手続き）

- つぎの各号の取扱は、必要書類（別表1）を会社に提出して請求して下さい。
- （1）つぎの（ア）から（オ）までの取扱
- （ア）第8条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
（イ）第9条（基準保険金額等の減額）に定める基準保険金額または入院給付日額の減額
（ウ）第10条（保険契約者の変更）に定める保険契約者の変更
（エ）第18条（解約）に定める解約
（オ）第19条（債権者等による解約の効力等）に定める保険契約の存続
- （2）社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金、給付金の支払を除きます。）

第23条（解約払戻金等の支払時期および支払場所）

前条（請求の手続き）の支払金の支払時期および支払場所については、給付約款のこども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第19条（債権者等による解約の効力等）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第19条第1項に定める解約の効力発生日を、給付約款のこども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払時期および支払場所に関する規定に定める請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

第24条（契約年齢の計算）

- 1 契約における保険契約者および被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の保険契約者および被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された保険契約者または被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約または付加している特約は無効とし、その他のときは会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。
- 2 保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。

第26条（時効）

こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金、給付金、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第27条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
- （1）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

備考

1. 電磁的方法

第14条（告知義務）および第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- (2) こども総合医療保険契約の入院給付金の種類および給付日額
(3) 契約日
(4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（入院給付金のある保険契約をいいます。また、入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、給付日額の増額または特約の途中付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、給付日額の増額または特約の途中付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、給付日額の増額または特約の途中付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、給付日額の増額または特約の途中付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、入院給付金、給付日額とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、入院共済金、共済金額と読み替えます。

14. 保険契約の消滅

第28条（保険契約の消滅）

- つぎの場合には保険契約は消滅します。
- (1) 保険期間が満了したとき
(2) 被保険者が死亡したとき
(3) つぎのいずれかにより保険契約者が死亡したとき
(ア) 責任開始（保険契約者の変更が行なわれた場合には、最後の保険契約者の変更の際の責任開始）の日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺（学資保険契約の場合、保険料払込期間中のとき限りです。）
(イ) 育英年金受取人または後継保険契約者の故意
(ウ) 戦争その他の変乱（給付約款に定める育英年金、死亡保険金の削減支払に関する規定により育英年金を支払わない場合または給付約款に定める保険料の払込を免除しない場合に関する規定により保険料の払込を免除しない場合に限りません。）
(4) 学資年金の一括支払を行なったとき

15. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第29条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 保険契約の締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があった場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の契約締結時の書面で引き受けることがあります。この場合、同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ本条において「特定契約」といいます。
- 2 保険契約者が特定契約についてつぎの各号の変更を行なう場合は、すべての特定契約について同一の変更の請求を行なって下さい。一部の特定契約のみ変更することはできません。なお、変更できない特定契約がある場合は、すべての特定契約について変更することができません。
- (1) 保険契約者の変更
(2) 後継保険契約者の変更（遺言による場合を含みます。）
(3) 指定代理請求人の変更指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の変更指定を含みます。）
(4) 保険料の払込方法（経路）または保険料の払込方法（回数）の変更
- 3 保険契約者が特定契約について指定代理請求人を指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の指定を含みます。）する場合は、すべての特定契約について同一の指定を行なって下さい。特定契約ごとに異なった指定をすることはできません。
- 4 特定契約の解約後に他の特定契約において保険契約者、育英年金受取人または後継保険契約者の変更が行なわれた場合で、その解約された特定契約について、解約後に支払事由が生じ給付約款の育英年金、死亡保険金または給付金の支払に関する規定により会社が育英年金、死亡保険金または給付金を支払うときは、同規定にかかわらず、その特定契約が解約されていなかったものとした場合にその支払事由の発生時において保険契約者、育英年金受取人または後継保険契約者の変更にもとづき受取人となる者に、育英年金、死亡保険金または給付金を支払います。

5 特定契約の解約または基準保険金額もしくは入院給付日額の減額は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 解約

保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後の特定契約の基準保険金額および入院給付日額が会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。

(2) 基準保険金額または入院給付日額の減額

第9条（基準保険金額等の減額）の規定により保険契約者が特定契約の基準保険金額または入院給付日額を減額する場合は、同条の規定により会社が減額を取り扱う場合のほか、減額した後の特定契約の基準保険金額および入院給付日額が会社の定める限度を下回らない限り、会社の定める範囲で減額することができます。

6 特定契約の保険料は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、払込期月を同一とするすべての特定契約の保険料をあわせて払い込んで下さい。一部の特定契約の保険料のみを払い込むことはできません。

(2) 保険料の払込期月中または払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払事由が生じた場合で、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

(3) 前号の支払うべき金額が前号の未払込保険料の合計額に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料の合計額を払い込んで下さい。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金を支払いません。

(4) 保険料の払込期月中または払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合で、未払込保険料があるときは、保険契約者は、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を払い込んで下さい。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

7 特定契約の保険料の一括払込または前納は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、会社の定める範囲内で、すべての特定契約の保険料をあわせて一括払込または前納して下さい。

(2) 保険契約者が特定契約もしくは特定契約に付加している契約者保障保険料払込免除特約の解約または基準保険金額もしくは入院給付日額を減額する場合で、会社が保険料一括払込金または保険料前納金の残額を払い戻すときは、すべての特定契約の保険料一括払込金または保険料前納金の残額をあわせて払い戻します。

8 特定契約が第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）の規定により解除された場合で、その特定契約が解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日）以後その特定契約が解除された日までに他の特定契約において満期祝金、こども祝金、育英年金、死亡保険金または給付金の支払事由に該当し、その満期祝金、こども祝金、育英年金、死亡保険金または給付金が支払われるときは、その特定契約の解除にあたっては、第15条第5項第2号の規定にかかわらず、同項第1号が適用される場合の取扱に準じて取り扱います。

9 特定契約の社員配当金は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 社員配当金を積み立てる場合は、第21条（社員配当金の分配）第1項第1号および同項第2号の規定にかかわらず、積み立てられるすべての特定契約の社員配当金を合算し、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立て、保険契約者の請求があったときまたはすべての特定契約が消滅したときに保険契約者に支払います。

(2) 特定契約に学資保険契約がある場合、つぎのとおり取り扱います。

(ア) その学資保険契約以外の他の特定契約に割り当てられた社員配当金については、つぎのとおり取り扱います。

(i) 第21条第1項の規定にかかわらず、他の特定契約の契約応当日の到来時にその学資保険契約の学資年金開始日が到来する場合には、他の特定契約について第20条第1項第1号の規定により割り当てられた社員配当金は(イ)の方法に準じて分配します。

(ii) 第21条第2項の規定にかかわらず、他の特定契約の保険期間の満了の際にその学資保険契約の学資年金開始日が到来する場合には、他の特定契約について第20条第1項第4号の規定により割り当てられた社員配当金は(イ)の方法に準じて分配します。

(イ) その学資保険契約の学資年金開始日に第1号の規定により積み立てた社員配当金があるときは、第1号の規定にかかわらず、学資年金開始日にその学資保険契約の責任準備金に充当して、給付約款に定める学資年金の支払額を増額します。ただし、学資年金開始日の前日に学資保険契約の給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定によりその学資保険契約が消滅する場合は、つぎのとおり取り扱います。

(i) その学資保険契約の消滅時に他の特定契約もすべて消滅する場合

第1号の規定により積み立てた社員配当金については、その学資保険契約の消滅により会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。

(ii) その学資保険契約の消滅後も他の特定契約がある場合

第1号の規定により積み立てた社員配当金については、引き続き、第1号に定めるところにより取り扱います。

学資保険（有配当2013）給付約款目次

この保険の特色およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付の種類の型

第1条 給付の種類の型

2. 学資年金、死亡保険金、こども祝金

第2条 学資年金開始日、学資年金支払基準日

第3条 学資年金

第4条 死亡保険金

第5条 死亡保険金の削減支払

第6条 こども祝金

3. 保険料の払込の免除

第7条 保険料の払込の免除

第8条 保険料の払込を免除しない場合

4. 受取人・後継保険契約者

第9条 学資年金、死亡保険金、こども祝金の受取人

第10条 後継保険契約者

第11条 遺言による後継保険契約者の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

5. 総則

第12条 総則

6. 請求、学資年金等の支払時期および支払場所

第13条 請求の手続き

第14条 指定代理請求人による請求

第15条 学資年金等の支払時期および支払場所

7. 保険契約者に対する貸付

第16条 保険契約者に対する貸付

8. 払戻金

第17条 払戻金

9. 死亡保険金の支払に関する取扱

第18条 死亡保険金の支払に関する取扱

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受けける場合の特則

第19条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受けける場合の特則

〔こども出生前加入特則〕

第20条 特則の適用

第21条 被保険者

第22条 出生の通知

第23条 流産、死産等

第24条 複数出生の場合

第25条 出生前の保険契約者の死亡

第26条 契約年齢の計算の特例

学資保険（有配当2013）給付約款

この保険の特色およびこの約款の趣旨

(1) この保険の特色

この保険は、お子さまのすこやかな成長を願って開発したもので、つぎの特色があります。

(ア) お子さまを被保険者とし、ご両親、ご親族その他そのお子さまを扶養される方のうちお1人に保険契約者になっていただきます。

(イ) 学資年金開始日以後、学資年金をお支払いします。

(ウ) 保険契約者が死亡された場合には、将来の保険料の払込を免除します。

(エ) お子さまのご成長に従ってこども祝金をお支払いする型があります。

(オ) お子さまが誕生される前でも、この保険にご加入いただくことができます。

(2) この約款の趣旨

この約款は、学資保険（有配当2013）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款（こども・学資）で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款（こども・学資）が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 納付の種類の型

第1条（納付の種類の型）

1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、納付の種類の型について、つぎのいずれかを指定するものとします。

納付の種類の型	こども祝金あり型	こども祝金なし型
給付の種類	学資年金 死亡保険金 こども祝金	学資年金 死亡保険金

2 前項により指定された納付の種類の型の変更は取り扱いません。

2. 学資年金、死亡保険金、こども祝金

第2条（学資年金開始日、学資年金支払基準日）

1 学資年金開始日は、この保険契約の締結の際に約定した次条（学資年金）第1項に定める学資年金の支払が開始される年齢に、被保険者の年齢（契約基本約款（こども・学資）に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。）が到達する契約日の年単位の応当日をいいます。

2 学資年金支払基準日はつぎの各号のとおりとします。なお、学資年金の支払時期は、第15条（学資年金等の支払時期および支払場所）に定めるところによります。

(1) 第1回学資年金支払基準日

学資年金開始日

(2) 第2回目から第5回目までの学資年金支払基準日

第1回学資年金支払基準日の毎年の応当日

第3条 (学資年金)

1 この保険契約の学資年金は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額		受 取 人
学 資 年 金	被保険者が、学資年金支払期間中の学資年金支払基準日に生存しているとき	第1回学資年金 第2回学資年金 第3回学資年金 第4回学資年金 第5回学資年金	基準保険金額（学資年金およびこども祝金の支払額の基準となる金額をいいます。以下、同じ。）と同額 第1回学資年金の支払額の50% 第1回学資年金の支払額の50% 第1回学資年金の支払額の50% 第1回学資年金の支払額の50%	保険契約者

2 学資年金開始日以後、つぎの各号のいずれかに該当した場合は、前項の規定にかかわらず、残存期間に対する学資年金の現価に相当する金額（以下、「学資年金の一括支払金」といいます。）を保険契約者に支払います。

(1) 保険契約者による学資年金の一括支払の請求があったとき

(2) 被保険者が死亡したとき

(3) 後継保険契約者（第10条（後継保険契約者）に定める後継保険契約者をいいます。以下、同じ。）の故意により保険契約者が死亡したとき

第4条 (死亡保険金)

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	死 亡 保 険 金 を 支 払 わ な い 場 合 (以下、「免責事由」といいます。)
死 亡 保 険 金	被保険者が学資年金開始日前に死亡したとき	別表2の金額	保 険 契 約 者	保険契約者（保険契約者の権利および義務を承継した後継保険契約者を含みます。）が故意に被保険者を死亡させたとき

2 免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

第5条 (死亡保険金の削減支払)

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

第6条 (こども祝金)

1 給付の種類の型が「こども祝金あり型」の場合、この保険契約のこども祝金は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
こ ん ど も 祝 金	被保険者がつぎの満年齢に達した日の直後の2月1日に生存していたとき 5歳10か月 11歳10か月 14歳10か月	基準保険金額の20% 基準保険金額の20% 基準保険金額の20%	保険契約者

2 こども祝金は、支払事由が生じた日以後その日を含めて保険契約者の請求があった日の前日またはこの保険契約が消滅した日の前日まで会社所定の利息をつけて据え置いておき、保険契約者の請求があった場合またはこの保険契約が消滅した場合に保険契約者に支払います。ただし、学資年金開始日が到来する場合は、学資年金開始日にこの保険契約の責任準備金に充当して、第3条（学資年金）第1項に定める学資年金の支払額を増額します。

3. 保険料の払込の免除

第7条（保険料の払込の免除）

- 1 保険契約者が保険料払込期間中に死亡した場合には、会社は、将来の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後契約基本約款（こども・学資）の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 第1項の規定により保険料の払込が免除されたこの保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、契約基本約款（こども・学資）に定める保険料払込方法（回数）の変更、基準保険金額等の減額および保険契約者の変更に関する規定は適用しません。

第8条（保険料の払込を免除しない場合）

- 1 保険契約者が保険料払込期間中につきの各号のいずれかにより死亡した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。この場合、会社は、責任準備金を保険契約者に支払い、保険契約者が死亡した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (1) 責任開始（保険契約者の変更が行なわれた場合の保険契約については、最後の保険契約者の変更の際の責任開始。）の日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺
 - (2) 後継保険契約者の故意
- 2 前項のほか、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。保険料の全部についてその払込を免除しない場合、会社は、責任準備金を保険契約者に支払い、保険契約者が死亡した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

4. 受取人・後継保険契約者

第9条（学資年金、死亡保険金、こども祝金の受取人）

学資年金、死亡保険金、こども祝金の受取人は、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）以外への変更は取り扱いません。

第10条（後継保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者、被保険者の両親・親族、その他被保険者を扶養する者のうちから1人を、保険契約者の死亡後に学資年金、死亡保険金およびこども祝金を受け取る者（以下、「後継保険契約者」といいます。）としてあらかじめ指定するものとします。
- 2 後継保険契約者については、つきのとおりとします。
 - (1) 保険契約者が死亡した場合には、以後、後継保険契約者が学資年金、死亡保険金およびこども祝金の受取人となるものとします。
 - (2) 後継保険契約者が被保険者でない場合で、後継保険契約者が死亡したときは、被保険者を後継保険契約者とみなします（ただし、後継保険契約者の死亡後に後継保険契約者の変更が行なわれないときに限ります。）。
 - (3) 保険契約者が死亡した場合には、後継保険契約者が、保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- 3 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継保険契約者を変更することができます。
- 4 保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 5 前2項の場合、変更後の後継保険契約者は、第1項に規定する者の範囲内であることを要します。
- 6 第3項または第4項の通知が会社に到達する前に変更前の後継保険契約者に学資年金、死亡保険金およびこども祝金を支払ったときは、その支払後に変更後の後継保険契約者から学資年金、死亡保険金およびこども祝金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 保険料払込期間満了日の翌日以後学資年金開始日の前日までに、後継保険契約者の故意により保険契約者が死亡した場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約者が死亡した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

第11条（遺言による後継保険契約者の変更）

- 1 前条（後継保険契約者）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、後継保険契約者を変更することができます。
- 2 保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、法律上有効な遺言により、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 3 前2項の後継保険契約者の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 4 前3項に定めるほか、前条第5項を準用します。
- 5 前4項による後継保険契約者の変更是、保険契約者（第2項の場合は後継保険契約者。以下、本項において同じ。）が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

5. 総則

第12条（総則）

- 本編は、契約基本約款（こども・学資）に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約にとくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

6. 請求、学資年金等の支払時期および支払場所

第13条（請求の手続き）

- 学資年金もしくは死亡保険金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除（この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める保険料の払込の免除をいいます。以下、同じ。）事由が生じたときは、保険契約者または後継保険契約者は、ただちに会社に通知して下さい。
- 支払事由が生じた学資年金または死亡保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者または後継保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して学資年金もしくは死亡保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - 第3条（学資年金）に定める学資年金の一括支払金の請求
 - 第6条（こども祝金）および第19条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）に定めるこども祝金の支払の請求
 - 第10条（後継保険契約者）に定める後継保険契約者の変更に関する通知
 - 第11条（遺言による後継保険契約者の変更）に定める遺言による後継保険契約者の変更に関する通知
 - 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定
 - 次条および第19条に定める指定代理請求人による学資年金、死亡保険金またはこども祝金の請求
 - 第16条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - 第22条（出生の通知）に定める出生の通知
 - 第23条（流産、死産等）に定める流産、死産等の通知
 - 契約者保障保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第14条（指定代理請求人による請求）

- 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - つぎの範囲内の者
 - 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - 保険契約者の直系血族
 - 保険契約者の兄弟姉妹
 - 前（イ）（ウ）のほか、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
 - 前号のほか、つぎの範囲内の者で、学資年金、死亡保険金またはこども祝金（以下、「学資年金等」といいます。）の受取のために学資年金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者
 - 保険契約者の財産管理を行なっている者
 - 後継保険契約者
 - その他前（ア）から（ウ）までに掲げる者と同等の関係にある者
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 第6条（こども祝金）第2項および前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、学資年金等の受取人が学資年金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたときその他の学資年金等を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、学資年金等の受取人の代理人として学資年金等の請求をすることができます。
- 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 第3項の規定により、会社が学資年金等を学資年金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその学資年金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 本条の規定にかかわらず、故意に死亡保険金の支払事由を生じさせた者または故意に学資年金等の受取人を第3項に定める学資年金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由によ

る解除の通知については、契約基本約款（こども・学資）の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

8 保険契約者が死亡したときは、後継保険契約者は、新たに指定代理請求人を指定することができます。この場合、本条中「保険契約者」とあるのを「後継保険契約者」と読み替えて本条の規定を適用します。

第15条（学資年金等の支払時期および支払場所）

1 学資年金等は、第13条（請求の手続き）に定める学資年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。

2 学資年金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から学資年金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、学資年金等を支払うべき期限は、第13条に定める学資年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1) 学資年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

この約款に定める支払事由に該当する事実の有無

(2) 死亡保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

死亡保険金の支払事由が発生した原因

(3) 契約基本約款（こども・学資）に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(4) 契約基本約款（こども・学資）に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、契約基本約款（こども・学資）の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは学資年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から学資年金等の請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、学資年金等を支払うべき期限は、第13条に定める学資年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日

4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、学資年金等を請求した者に通知します。

5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は学資年金等を支払いません。

6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

7. 保険契約者に対する貸付

第16条（保険契約者に対する貸付）

1 保険契約者は、学資年金開始日前に限り、この保険契約の解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。

2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。

3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。

4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。

5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が学資年金開始日以後となるときは、貸付期間の満了日は学資年金開始日の前日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。

6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。

(1) この保険契約が消滅したとき

(2) 基準保険金額を減額したとき

(3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき

(4) 保険契約者を変更したとき

7 学資年金開始日の前日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、第3条（学資年金）第1項の規定にかかわ

らず、学資年金開始日の前日にこの保険契約の責任準備金から貸付金の元利金を差し引き、第3条第1項に定める学資年金の支払額を計算します。ただし、差し引き後の責任準備金によって計算される第1回学資年金の支払額が会社の定める金額に満たないときは学資年金の支払を行なわず、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払います。この場合、この保険契約は学資年金開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

8 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金（以下、「既貸付元利金」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。

9 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日（以下、本条において「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日におけるこの保険契約の解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額がこの保険契約の解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

10 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもってこの保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

11 前2項の通知を行なう場合、契約基本約款（こども・学資）に定める保険契約者の住所の変更に関する規定における保険契約者が住所の変更の通知をしなかった場合の取扱を適用します。

12 第10項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、この保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。

13 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）超過状態となる場合

超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第10項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。

（2）超過状態とならない場合

前3項の規定は適用しません。この場合、第9項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。

14 第10項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

8. 払戻金

第17条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。なお、解約払戻金額は死亡保険金額を上限とします。

9. 死亡保険金の支払に関する取扱

第18条（死亡保険金の支払に関する取扱）

1 契約基本約款（こども・学資）に定める解約に関する規定および債権者等による解約の効力等に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において「基準日」といいます。）までに、第4条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の保険契約者（解約された時の保険契約者が死亡したときは、解約された時の後継保険契約者（解約された時の後継保険契約者が被保険者でない場合で、解約された時の後継保険契約者が死亡したときは被保険者の相続人））に死亡保険金を支払います。ただし、第4条第1項に定める支払額は、別表2の金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。

（2）前号の規定にかかわらず、給付の種類の型が「こども祝金あり型」で、かつ、解約された日から基準日までの間に2月1日（解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすればこども祝金が支払われる2月1日に限ります。以下、本項において同じ。）がある場合で、被保険者が2月1日以後に死亡したときは、解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われるときに限り、前号中、「解約払戻金」とあるのを「解約払戻金（第6条（こども祝金）第1項に定める支払額と同額を差し引いた金額とします。）」と読み替えて前号を適用します。

（3）解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、

- 会社は、その金額を前2号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (4) 保険契約者の死亡後にこの保険契約が解約された場合、第1号はつぎのとおり読み替えます。
- 「(1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の後継保険契約者（解約された時の後継保険契約者が被保険者でない場合で、解約された時の後継保険契約者が死亡したときは被保険者の相続人）に死亡保険金を支払います。ただし、第4条第1項に定める支払額は、別表2の金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。」
- 2 案件基本約款（こども・学資）に定める基準保険金額等の減額に関する規定および債権者等による解約の効力等に関する規定により、この保険契約の基準保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において「基準日」といいます。）までに、第4条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 会社は、減額前の別表2の金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第4条第1項に定める支払額として保険契約者に支払います。
- (2) 前号の規定にかかわらず、給付の種類の型が「こども祝金あり型」で、かつ、減額された日から基準日までの間に2月1日（こども祝金が支払われる2月1日に限ります。以下、本項において同じ。）がある場合で、被保険者が2月1日以後に死亡したときは、前号中、「減額分に対応する解約払戻金」とあるのを「減額分に対応する解約払戻金（減額分に対応する第6条第1項に定める支払額と同額を差し引いた金額とします。）」と読み替えて前号を適用します。
- (3) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前2号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 案件基本約款（こども・学資）の債権者等による解約の効力等に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（基準保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第19条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 契約基本約款（こども・学資）に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この保険契約が第16条（保険契約者に対する貸付）に定める貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) この保険契約が第16条の規定により解除となり消滅する場合は、他の特定契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
- (イ) この保険契約の消滅時に他の特定契約も消滅する場合、第16条第6項の規定によりこの保険契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を消滅する他の特定契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第4条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合、第8条（保険料の払込を免除しない場合）に定める保険料の払込を免除しない場合に該当した場合または第10条（後継保険契約者）第7項に定めるところにより保険契約者が死亡した場合で、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 第6条（こども祝金）第2項の規定にかかわらず、この保険契約の消滅後も他の特定契約がある場合には、こども祝金は、保険契約者（保険契約者の死亡後はこども総合医療保険契約の後継保険契約者。以下、本号において同じ。）の請求があった日の前日またはすべての特定契約が消滅した日の前日（保険期間の満了によりすべての特定契約が消滅した場合はその保険期間満了の日）まで会社所定の利息をつけて据え置いておき、保険契約者の請求があった場合またはすべての特定契約が消滅した場合に保険契約者に支払います。
- (4) 前号の規定にかかわらず、こども祝金の受取人がこども祝金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたときその他のこども祝金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、他の特定契約において指定または変更指定された指定代理請求人が、こども祝金の受取人の代理人としてこども祝金の請求をすることができます。この場合、第14条（指定代理請求人による請求）の規定を準用します。

[こども出生前加入特則]

第20条（特則の適用）

被保険者となるべき者がこの保険契約締結の際に胎児である場合には、第1編、第2編および契約基本約款（こども・学資）のほか、この特則を適用します。

第21条（被保険者）

前条（特則の適用）の胎児（以下、「胎児」といいます。）は、出生時に被保険者となります。

第22条（出生の通知）

保険契約者は、被保険者が出生したことを知ったときは、その旨会社に通知して下さい。

第23条（流産、死産等）

- 1 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には、この保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの

保険契約の保険料を保険契約者に払い戻します。

2 保険契約者は、前項の事実を知ったときは、その旨会社に通知して下さい。

第24条（複数出生の場合）

1 胎児が複数あり、かつ、この保険契約締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、その指定された者を被保険者とします。

2 前項の場合、胎児の流産または死産等により、指定した戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、前条（流産、死産等）の規定により取り扱います。

3 第1項の被保険者となるべき者の指定がない場合で、胎児が複数で出生した場合には、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。

第25条（出生前の保険契約者の死亡）

被保険者となるべき者が後継保険契約者である場合、被保険者となるべき者の出生前に、保険契約者が死亡したときは、被保険者となるべき者は、出生した時から保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。

第26条（契約年齢の計算の特例）

契約基本約款（こども・学資）に定める契約年齢の計算に関する規定にかかわらず、被保険者の契約年齢は、〇歳とします。

保険料口座振替扱特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 6 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 1 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 2 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 4 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険料の前納が行なわれたとき

(4) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき

2 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。

2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表（ニッセイ学資保険）

別表1 必要書類

項目	請求書類
1. 学資年金 (学資保険給付約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 学資年金の受取人の戸籍抄本 (4) 学資年金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2. 学資年金の一括支払金 (学資保険給付約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 保険契約者の住民票 (4) 被保険者の住民票 (5) 学資年金の一括支払金の受取人の戸籍抄本 (6) 学資年金の一括支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 死亡保険金 (学資保険給付約款第4条、第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. こども祝金 (学資保険給付約款第6条、第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) こども祝金の受取人の戸籍抄本 (4) こども祝金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
5. 保険料の払込の免除 (学資保険給付約款第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 保険契約者の住民票 (4) 被保険者の住民票
6. 指定代理請求人による請求 (学資保険給付約款第14条、第19条)	(1) 代理請求の対象となる保険金等（保険料の払込の免除を含みます。 (5)において同じ。）の請求書類 (2) 保険金等の受取人および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 保険金等の受取人または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事實を証する書類
7. 後継保険契約者の変更 (学資保険給付約款第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）本人であることを確認できる会社所定の書類
8. 遺言による後継保険契約者の変更 (学資保険給付約款第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。（4）、（5）において同じ。）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 指定代理請求人の指定・変更指定 (学資保険給付約款第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）本人であることを確認できる会社所定の書類

項目	請求書類
10. 保険契約者に対する貸付 (学資保険給付約款第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 出生通知 (学資保険給付約款第22条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 被保険者の戸籍抄本
12. 流産・死産等の通知 (学資保険給付約款第23条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 会社所定の医師または助産師の流産・死産等を証する書類
13. 保険料払込方法(回数)の変更 (契約基本約款(こども・学資)第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 基準保険金額等の減額 (契約基本約款(こども・学資)第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 保険契約者の変更 (契約基本約款(こども・学資)第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 新たな保険契約者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
16. 解約 (契約基本約款(こども・学資)第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)本人であることを確認できる会社所定の書類
17. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払 金 (契約基本約款(こども・学資)第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注)	<p>・「被保険者の住民票」は、被保険者と学資年金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。</p> <p>・会社は、上記以外の書類の提出を求める場合、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。</p>

別表2 死亡保険金

死亡保険金は、つきの金額とします。

保険契約	金額
(ア) 月払契約	(月払保険料) × (経過月数)
(イ) 年払契約	(基準保険金額に対応する月払契約の場合の保険料) × (経過月数)

(注1) 上記の保険料は、基本保険料率による保険料とします。

(注2) 保険料払込方法(回数)の変更または基準保険金額の減額が行なわれた場合、もしくは保険契約者の変更により保険料が変更された場合には、この保険契約の締結時から、最後の変更後の保険料払込方法(回数)、最後の減額後の基準保険金額、保険料が変更された最後の保険契約者の変更における変更後の保険契約者であったものとして計算します。

(注3) 「経過月数」とは、つきのとおりとします。

①保険料払込期間中に被保険者が死亡した場合

契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごと応当日の前日までの月数とします。

②保険料払込期間満了の日の翌日以後学資年金開始日の前日までに被保険者が死亡した場合

契約日から保険料払込期間満了の日までの月数とします。